

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		国・都道府県・市町村及び社会福祉法人以外のものが軽費老人ホームを設置し第1種社会福祉事業を営する際の経営許可
根拠条例・規則名		社会福祉法 (さいたま市老人福祉法施行細則 第28条第2項)
条 項		第62条第2項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話: 048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月27日 条例第57号) 【主な基準】 ・人員に関する基準 (必要な職員及び職員数など) ・設備に関する基準 (必要な部屋、面積など) ・運営に関する基準 (サービスの内容等の運営上の基準など)
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成25年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	軽費老人ホームを新規開設する計画がなく、将来的に申請がある可能性はゼロではないが、申請実績が無く、あらかじめ審査基準等を設定することが困難である
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		